

参考資料

令和7年12月行田市議会定例会 条例案新旧対照表

番号	件名	ページ
議案第78号	行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	1~8
議案第79号	行田市公告式条例等の一部を改正する条例	9~12
議案第80号	行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
議案第81号	行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
議案第82号	行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15~17
議案第83号	行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18
議案第84号	行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	19~21

行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前			
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）			
執行機関	事務	執行機関	事務		
(略)		(略)			
3 市長	行田市重度心身障害者医療費助成条例(昭和50年条例第27号)による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	行田市重度心身障害者医療費助成条例(昭和50年条例第27号)による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
4 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）			
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30	1 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律

改正後			改正前		
		号)による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの			第30号)による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	2 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の賦課に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の賦課に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定	地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	4 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定	地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	めるもの			めるもの	
5 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	5 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	6 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	7 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以	8 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以

改正後			改正前		
		下同じ。) 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、地方税関係情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			下同じ。) 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、地方税関係情報又は行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法による保険料の賦課に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	9 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険法による保険料の賦課に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	10 市長	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	11 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情	12 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情

改正後				改正前			
	援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの	
13 市長	行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、生活保護関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、行田市重度心身障害者医療費助成条例による		13 市長	行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、生活保護関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報又は行田市重度心身障害者医療費助成条例によ	

改正後			改正前		
		重度心身障害者医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			る重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報、行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助	14 市長	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報又は行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の

改正後			改正前		
		成に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			助成に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供若しくは障害者支援施設等への入所等の措置若しくは身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供若しくは障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する	15 市長	行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供若しくは障害者支援施設等への入所等の措置若しくは身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供若しくは障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する

改正後			改正前		
		情報、行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			情報又は行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

行田市公告式条例等の一部を改正する条例
第1条の規定による行田市公告式条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>市のホームページに設置した電子掲示場に掲示してこれを行う。ただし、災害その他特別の事由により電子掲示場に掲示することができないときは、行田市役所前及び行田市南河原支所前の掲示場に掲示してこれを行うことができる。</u></p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>行田市役所前及び行田市南河原支所前の掲示場に掲示してこれを行う。</u></p>

第2条の規定による行田市行政手続条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事実を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事実を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>

第3条の規定による行田市税条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、行田市公告式条例 (昭和25年条例第22号) <u>第2条第2項</u>に規定する掲示場に掲示して 行うものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、行田市公告式条例 (昭和25年条例第22号) <u>第2条</u>に規定する掲示場に掲示して行うも のとする。</p>

第4条の規定による行田市市営住宅条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の公募)</p> <p>第5条 市長は、入居者の公募を行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）第2条第2項に規定する掲示場、市広報その他市長が必要と認める方法によって行うものとする。</p>	<p>(入居者の公募)</p> <p>第5条 市長は、入居者の公募を<u>次に掲げる方法</u>によって行うものとする。</p> <p>(1) <u>行田市役所前掲示場における掲示</u> (2) <u>市広報その他市長が必要と認める方法</u></p>
2 (略)	2 (略)

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診査等の結果を把握しなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3・4 (略)	3・4 (略)

行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(職員の一般的要件)</u> 第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。	<u>(職員の一般的条件)</u> 第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。
<u>(職員の知識及び技能の向上等)</u> 第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	<u>(職員の知識及び技能の向上等)</u> 第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 (略)	2 (略)
<u>(虐待等の禁止)</u> 第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	<u>(虐待等の禁止)</u> 第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
<u>(内部の規程)</u> 第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項	<u>(内部の規程)</u> 第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u> (7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</u>

改正後	改正前
(8)～(11) (略)	(8)～(11) (略)
(秘密保持等)	(秘密保持等)
第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 (略)	2 (略)
(乳児等通園支援事業の区分)	(乳児等通園支援事業の区分)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第25条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の規定による確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	3 余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第25条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
(準用)	(準用)
第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。	第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、「一般型乳児等通園支援事業者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業者」とする。
(電磁的記録)	(電磁的記録)

改正後	改正前
<p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。</p>	<p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその<u>職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。</p>

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(使用料の還付) 第11条 教育委員会は、既納の使用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。 (1)～(3) (略) <u>(4) その他教育委員会が必要と認めるとき。</u>	(使用料の還付) 第11条 教育委員会は、既納の使用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。 (1)～(3) (略)
(指定管理者による管理) 第16条 (略) 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条から第7条まで、第9条、 <u>第11条から第13条まで、別表第2及び別表第3</u> の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第13条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。	(指定管理者による管理) 第16条 (略) 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条から第7条まで、 <u>第9条及び第11条から第13条までの</u> 規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第13条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。
(利用料金の返還) 第26条 指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。 (1)～(3) (略) <u>(4) その他指定管理者が必要と認めるとき。</u>	(利用料金の返還) 第26条 指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。 (1)～(3) (略)
<u>別表第3 (第9条関係)</u>	<u>別表第3 (第9条関係)</u>

改正後				改正前			
<u>総合体育館附属設備の使用料</u>				<u>総合体育館附属設備の使用料</u>			
区分	単位	使用料 (円)		区分	単位	使用料 (円)	
電光得点表示板 (1対)	1回	1,500		電光得点表示板 (1対)	1回	1,500	
放送設備 (1式)	メインアリーナ	1回	1,500	放送設備 (1式)	メインアリーナ	1回	1,500
	サブアリーナ	1回	1,000		サブアリーナ	1回	1,000
	柔道場	1回	1,000		柔道場	1回	1,000
	剣道場	1回	1,000		剣道場	1回	1,000
空調設備	メイン アリーナ	全面	1時間	4,200	駐車場急速充電スタンド	1回	500
		3分の 2面	1時間	2,800			
		3分の 1面	1時間	1,400			
		バトミ ントン コート (1面)	1時間	350			
		卓球台 (1台)	1時間	100			
	卓球室	全面	1時間	800			
		卓球台	1時間	100			

改正後					改正前			
		(1台)						
		サブアリーナ	全面	1時間	1,400			
備考					備考			
<p>1 <u>夏季期間（6月1日から9月30日までの期間をいう。次項において同じ。）は、空調設備の使用料を教育委員会に納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>夏季期間を除く空調設備の利用は、メインアリーナ、卓球室又はサブアリーナを全面で利用する場合に限る。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項ただし書に規定する場合における空調設備の使用料は、それぞれこの表に掲げる区分に応じた額とする。</u></p> <p>4 <u>空調設備を幼児（満3歳以上）、小学校の児童及び中学校の生徒が利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p>					<p>1 <u>駐車場急速充電スタンドの1回の利用時間は、30分を限度とする。</u></p> <p>2 <u>利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。ただし、駐車場急速充電スタンドの使用料は、この限りでない。</u></p>			